

令和7年11月26日

株主及び債権者各位

名古屋市西区那古野一丁目1番12号
株式会社カノークス
代表取締役社長 小河 正直

吸收合併及び吸收分割公告

当社（甲）は、株式会社カノークス鋼管東海（乙、本店所在地 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字仲田7番地1）、株式会社カノークス鋼管九州（丙、本店所在地 大分県中津市大字福島915番地）、株式会社カノークス鋼管関東（丁、本店所在地 埼玉県鴻巣市上会下字白幡612番地）に関する権利義務を承継して存続し（本件合併）、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

また、当社（甲）は、株式会社カノークス鋼管北上（戊、本店所在地 岩手県北上市相去町大松沢96番地1）が営む事業のうち、鉄鋼加工品、その他鉄鋼製品の製造、加工及び販売に関する事業を吸收分割により承継すること（本件分割）にいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

吸收合併効力発生日は令和8年1月1日であり、甲は会社法第796条第2項に基づき、乙、丙及び丁においては会社法第784条第1項に基づき、それぞれの株主総会の承認を経ずに本件合併を決定しております。

また、吸收分割効力発生日は令和8年1月1日であり、甲は会社法第796条第2項に基づき、戊においては会社法第784条第1項に基づき、それぞれの株主総会の承認を経ずに本件分割を決定しております。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本件合併及び本件分割に対して反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 本件合併及び本件分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

3. 合併当事会社

存続会社（甲）：

商 号 : 株式会社カノーツス
本店所在地：名古屋市西区那古野一丁目 1 番 12 号
代表者 : 代表取締役社長 小河 正直

消滅会社（乙）：

商 号 : 株式会社カノーツス鋼管東海
本店所在地：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字仲田 7 番地 1
代表者 : 代表取締役社長 鈴木 隆介

消滅会社（丙）：

商 号 : 株式会社カノーツス鋼管九州
本店所在地：大分県中津市大字福島 915 番地
代表者 : 代表取締役社長 南形 武志

消滅会社（丁）：

商 号 : 株式会社カノーツス鋼管関東
本店所在地：埼玉県鴻巣市上会下字白幡 612 番地
代表者 : 代表取締役社長 友野 光朗

4. 分割当事会社

承継会社（甲）：

商 号 : 株式会社カノーツス
本店所在地：名古屋市西区那古野一丁目 1 番 12 号
代表者 : 代表取締役社長 小河 正直

分割会社（戊）：

商 号 : 株式会社カノーツス鋼管北上
本店所在地：岩手県北上市相去町大松沢 96 番地 1
代表者 : 代表取締役社長 高橋 哲

5. 最終の貸借対照表の開示状況は以下のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月26日

掲載頁 92頁（号外第144号）

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月26日

掲載頁 97頁（号外第144号）

(丁) 会社設立後、決算期末到来のため、確定した最終事業年度はございません。

(戊) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年6月26日

掲載頁 87頁（号外第144号）

以 上